

TAX NEWS

～令和2年分年末調整事務のおさらい～

毎年恒例行事となる年末調整ですが、生命保険会社、金融機関等から必要な書類が届く時期になりました。ご準備はいかがでしょうか。年々複雑になる年末調整ですが、今年も税制改正により、新設または改正がありますので、主な改正内容についておさらいしたいと思います。

【給与所得控除の改正】

給与所得控除の原則一律10万円の引き下げとなります。同時に、これまで給与所得控除の見直しで何度か上限額が引き下げられていますが、220万からさらに引き下げとなり195万円となります。**※一定の要件を満たす場合は210万円。**

【基礎控除の改正】

上記、給与所得控除の改正とは逆に原則一律に10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額2,400万円以上であれば段階的に控除額が少なくなり2,500万円超で基礎控除額がゼロになります。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	—

【所得金額調整控除の新設】

年収850万円を超える給与所得者について、以下のいずれかの要件に該当する場合に適用される「所得金額調整控除」が新設されました。

■適用対象者

- イ 本人が特別障害者に該当する者
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

■所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10% = 控除額※

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

なお、この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。※国税庁HP参照

【年末調整手続きの電子化】

令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先へ電子データにより提供できるよう手当てされたことなどを受けて、年末調整手続きの電子化に向けた施策が実施されます。電子化された場合は、国税庁ホームページからダウンロードした専用ソフトウェア

(年調ソフト)に住所、氏名等の基礎項目を入力し、控除証明書等の電子データを取り込んで、年末調整申告書の電子データを作成し、勤務先に提出します。このソフトを利用すれば、電子データを簡単に作成することができ、従業員、企業、双方にとってメリットがあります。ただし、給与システムの改修や従業員への周知などがあるため、実務的には令和3年分からの年末調整で活用する企業が多くなりそうです。



(文責：井上 光義)